

10【農林水産省】国家戦略特区等提案検討要請回答.xls

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
A01101	個人	森林作業路整備の促進	<p>鉄鋼スラグの潜在硬度(水と反応して自ら固まる性質)を活用して、通常のバラス舗装の敷均しに替えて鉄鋼スラグ商品カタマSPPを敷均して転圧することで、従来のコンクリート舗装に代わる簡易で安価な舗装資材で、森林施業の路網整備作業路の整備を指向しております。</p> <p>具体的に作業路は、森林施業における路網整備の末端部分になる作業路です。高知県の森林は山が険しく、それに伴い作業路は山の斜面の切り盛りの仕上げで、コンクリートなどは一切使用できず間伐の目的が終われば、現状放置でそのまま元の山に返すのが基本ですので、一旦大雨が降れば急傾斜作業路ゆえ、土砂の流出が激しく維持、管理費の負担等の問題もあります。</p> <p>そして、間伐後には植林をしなければ山林は荒廃し森林としての価値がなくなります。また、植林等では数年に及びます。</p> <p>草刈、地主等による自伐作業での木材搬出使用で、里山部落の生活収入の源になる、生活道として不可欠なものとなっております。</p>	<p>林道規定等による運用において、作業路(森林作業道)は、林道とは同等に扱われていない。</p>	<p>森林法 林道規定 (S48.4.1 林野庁長官通知) 森林環境保全整備事業実施要項 など</p>	<p>森林法等による森林施業の効率化に必要な路網の整備にあたり、作業路(森林作業道)についても、林道並みの舗装とするなど、整備・維持管理の対象とする規定等を設けていただきたい。</p>	農林水産省	<p>森林作業道は、一般車両の走行を想定している林道規程の林道とは違い、林業従事者等が集材や造材等の作業を行うために林業機械が走行することを想定し、また、作設費用を抑えて経済性を確保するため簡易な構造とすることとしており、原則、土構造を基本としており、林道並みの舗装とするような道ではない。</p> <p>しかし、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知)において、森林作業道は土構造を基本とするが、安全確保の観点や地形・地質、土質、幅員などの制約からやむを得ない場合は構造物や採石を施すなどの対策を行うことができるとしており、必要な箇所については、作設者の判断によりご提案のとおり鉄鋼スラグを含む舗装等の構造物の設置も可能である。</p>
A01401	福井市 永平寺町	福井北ジャンクション・インターチェンジを活用する産業特区	<p>福井北ジャンクション・インターチェンジ(以下「福井北JCT・IC」)は、現在整備が進められている中部縦貫自動車道と北陸自動車道の結節点であり、福井から関東・関西・中京など全国各地へアクセスが可能である。このため、福井北JCT・IC及び隣接する福井IC周辺は企業の立地意向が高い地域となっている。</p> <p>しかし、同地域は農業振興地域農用地が大半を占めており、産業用地として活用することができず、産業振興面において福井北JCT・IC及び中部縦貫道・北陸自動車道のストック効果が発揮できない状況にある。</p> <p>本特区により福井北JCT・IC及び福井IC、松岡IC周辺地域の土地利用規制を改革し、関西・中京・関東圏等太平洋側の製造拠点、本社・研究開発・研修機能の誘致を推進する。</p> <p>これにより、福井北JCT・IC及び中部縦貫自動車道・北陸自動車道の生産性向上や民間投資誘発といったストック効果を最大限に発揮し、南海トラフ地震の被害軽減、日本海・太平洋2面活用型国土の形成、地方創生の実現を図る。</p>	<p>農振農用地区域内の土地を農用地区域から除外するためには5つの要件を全て満たさなければならない。</p> <p>福井北・福井ICの周辺地域の農地はほとんどが農用地区域に指定されており、産業用地として利用することができない。</p>	農業振興地域の整備に関する法律	<p>福井北JCT・IC及び福井IC周辺において、本特区に適合する企業立地のための農用地区域の除外申請に限り、原則除外する。</p>	農林水産省	<p>御提案のように、高速道路のIC周辺において製造拠点等を新設することについては、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあること等から、市・町の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当であると考えます。</p> <p>また、御提案については、地域の農業振興の方向性との調和を図りながら、地域未来投資促進法(平成19年法律第40号)を活用することにより、農用地区域からの除外等が可能である。</p> <p>さらに、永平寺町においては、地域未来投資促進法に加え、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)を活用することにより、農用地区域からの除外等が可能である。</p> <p>いずれにしても、具体的な計画を基に、県等関係機関と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。</p>
A01402	福井市 永平寺町	福井北ジャンクション・インターチェンジを活用する産業特区	<p>福井北ジャンクション・インターチェンジ(以下「福井北JCT・IC」)は、現在整備が進められている中部縦貫自動車道と北陸自動車道の結節点であり、福井から関東・関西・中京など全国各地へアクセスが可能である。このため、福井北JCT・IC及び隣接する福井IC周辺は企業の立地意向が高い地域となっている。</p> <p>しかし、同地域は農業振興地域農用地が大半を占めており、産業用地として活用することができず、産業振興面において福井北JCT・IC及び中部縦貫道・北陸自動車道のストック効果が発揮できない状況にある。</p> <p>本特区により福井北JCT・IC及び福井IC、松岡IC周辺地域の土地利用規制を改革し、関西・中京・関東圏等太平洋側の製造拠点、本社・研究開発・研修機能の誘致を推進する。</p> <p>これにより、福井北JCT・IC及び中部縦貫自動車道・北陸自動車道の生産性向上や民間投資誘発といったストック効果を最大限に発揮し、南海トラフ地震の被害軽減、日本海・太平洋2面活用型国土の形成、地方創生の実現を図る。</p>	<p>農地を農地以外のものにするあたり、都道府県知事の許可が必要であるが、農用地区域及び第1種農地は許可することができないとされている。</p>	農地法	<p>福井北JCT・IC及び福井IC周辺において、本特区に適合する企業立地のための農地転用に限り、原則許可する。</p>	農林水産省	<p>御提案のように、高速道路のIC周辺において製造拠点等を新設することについては、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあること等から、市・町の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当であると考えます。</p> <p>また、御提案については、地域の農業振興の方向性との調和を図りながら、地域未来投資促進法(平成19年法律第40号)を活用することにより、農用地区域からの除外等が可能である。</p> <p>さらに、永平寺町においては、地域未来投資促進法に加え、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)を活用することにより、農用地区域からの除外等が可能である。</p> <p>いずれにしても、具体的な計画を基に、県等関係機関と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。</p>

10【農林水産省】国家戦略特区等提案検討要請回答.xls

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
A01801	一般社団法人 沖縄県専修学校 各種学校協会	外国人留学生の 在留資格緩和に 関する提案	県内のホテル、飲食店等を始めとした観光関連産業においては、急激な観光客数の増加対応ができず、深刻な人材不足が続いているが、沖縄県は今後もさらなる観光客の増加が見込まれるところである。このため、観光・サービス業関連の外国人留学生の在留資格を緩和することで、外国人が旅行しやすい環境を整備し、今後の沖縄観光の国際競争力強化、県内経済の発展、職業を通じたアジア等諸地域との交流を促進し、ひいては沖縄県の強みを生かした観光の振興、国際的な観光地としての地位確立を図る。	調理師、製菓衛生師、美容師、理容師等の外国人材については、現行制度では就労のための在留資格がない。	出入国管理及び難民認定法	県内専修学校専門課程を卒業し、国家資格(調理師・製菓衛生士・美容師・理容師等)を取得した生徒が、沖縄県内において、それを専門とする職種に就いた際に、当該生徒の日本での在留資格を認める。	法務省 農林水産省 厚生労働省 国土交通省	農林水産省としては、当該提案に関連する規制を所管していないため、提案の是非について回答することは差し控えるが、日本食・食文化の海外への普及の促進を図る観点から、日本国内の調理師養成施設を卒業した外国人調理師について、最大5年間日本国内の日本料理店等(沖縄料理店を含む。)での就労を可能とする「日本料理海外普及人材育成事業」を実施しており、ご活用いただきたい。(同事業における外国人調理師の在留期間について、「最大2年間」から「最大5年間」への変更等を行う改正実施要領を平成29年8月25日付けで施行し、同日付で官報に掲載。)